

国民年金の加入・納付の状況

- 未納者(平成16年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者)は約420万人、未加入者は約40万人
- 公的年金加入対象者全体で見ると、約93%の者が保険料を納付(免除を含む。)
- ※ 未納者と未加入者を合わせた約460万人は、国民年金(自営業者など)加入対象者数の約2割。

《公的年金加入者の状況(平成16年度末※)》 7,069万人

公的年金加入者 7,033万人				
第1号被保険者 2,217万人		第2号被保険者 3,717万人		第3号被保険者 1,099万人
↑ ↑ ↑	免除者 285万人 学生納付特例者 173万人	保険料 納付者	厚生年金保険 3,249万人	共済組合 468万人

未納者 424万人
第1号未加入者 36万人 } 460万人

※ 各種統計資料より作成したものであり、時点が異なるものも含まれている。

○ 未加入者数の推移

平成7年度	平成10年度	平成13年度	平成16年度
158万人	99万人	63万人	36万人

※ 職権適用による未加入者の減少が納付率低下の一要因

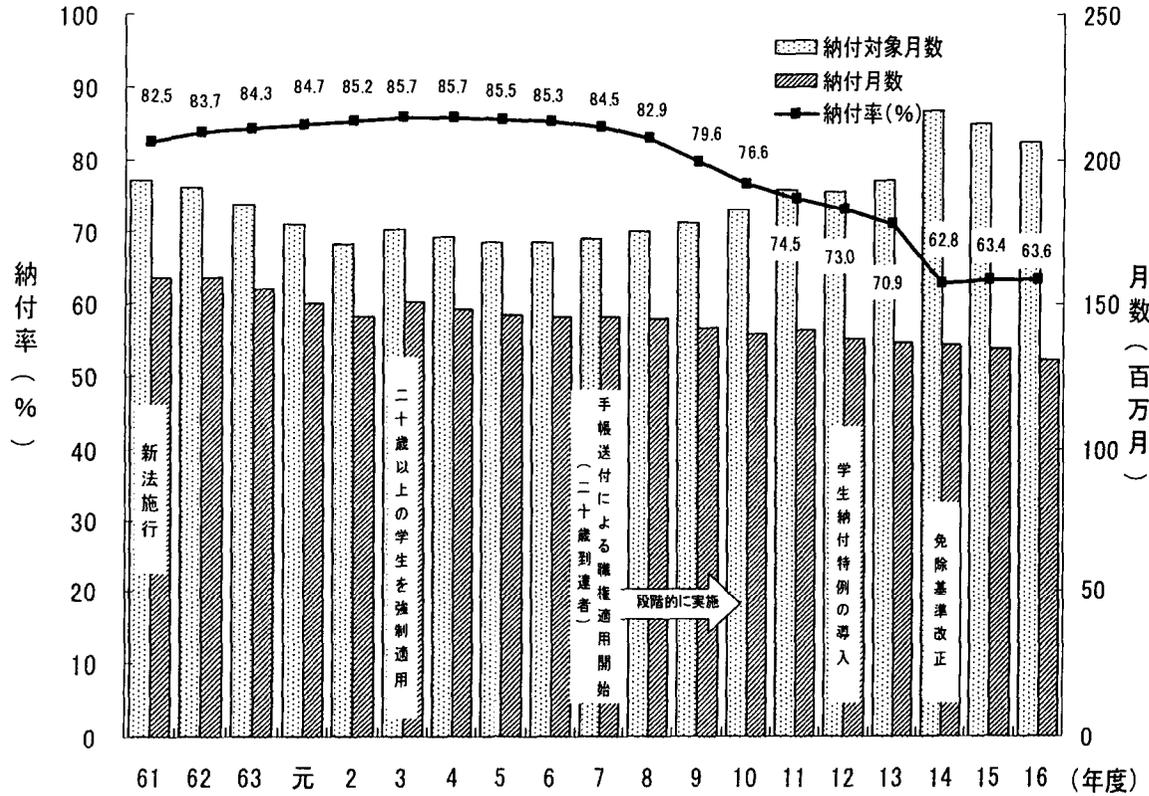
○ 全額免除者(学生納付特例含む)数の推移

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
524万人	400万人	439万人	458万人

※ 免除基準改正(厳格化)による申請全額免除者の減少が納付率低下の一要因

国民年金保険料の納付率の推移と現状

～ 納付率は下げ止まりから反転へ～



納付率の推移

	14年度	15年度	16年度	17年12月末現在
14年度分保険料	62.8%	65.4%	66.9%	
15年度分保険料		63.4%	65.6%	67.0%
16年度分保険料			63.6%	65.6%
17年度分保険料				64.5%

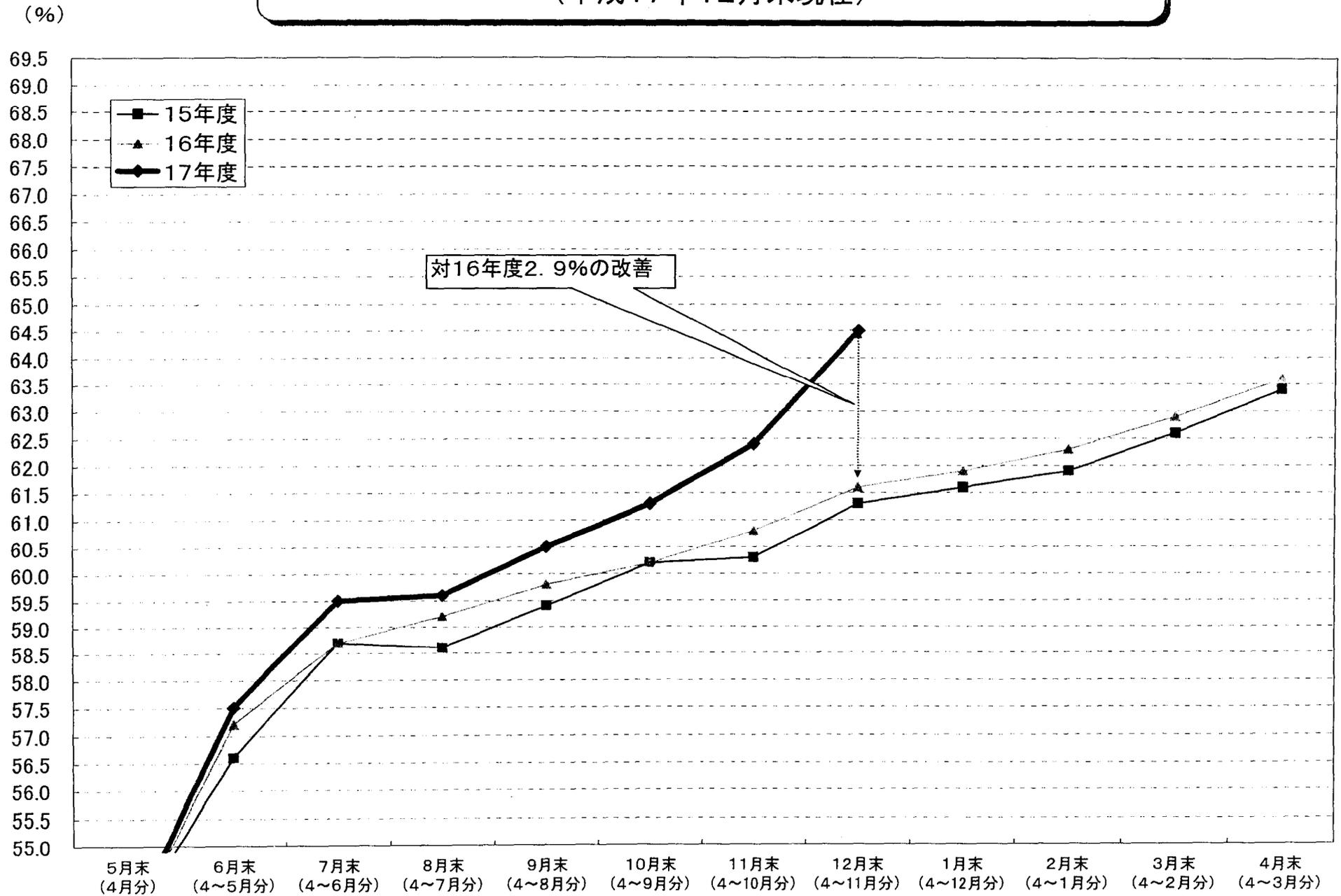
※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付

(目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

国民年金保険料納付率の推移

(平成17年12月末現在)



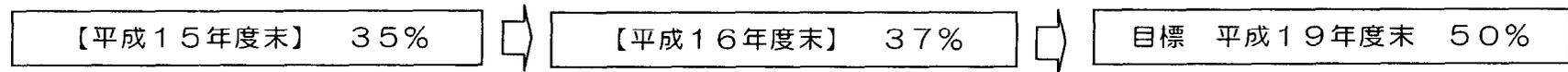
国民年金保険料に係る納付環境の整備について

国民年金保険料の収納に関しては、口座振替の利用を促進するとともに、納めやすい環境を整備するため、コンビニエンスストアやインターネットによる保険料の納付を実施している。今般、これらに加えて、クレジットカードによる保険料の納付について、平成18年度中の実施が可能となるよう法的整備を進める。

1. 口座振替

保険料の割引（平成17年4月から実施）や納め忘れの防止などのメリットを周知することにより、口座振替による納付の促進を図り、平成19年度末に利用率50%を目指す。

【口座振替の利用率】



2. コンビニ納付（平成16年2月から実施）

（利用状況）

平成16年度	347万件
平成17年度（12月末まで）	429万件

3. インターネット等を活用した電子納付（平成16年4月から実施）

平成16年度の利用状況 7万件

4. クレジットカード納付の導入（平成18年度中に開始）〈改正事項〉

クレジットカード納付を導入し、事務の効率化と納付率の向上を図り、口座振替による納付と合わせて、利用率50%を目指す。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について

1 概要

- 平成17年分の所得から、国民年金保険料について社会保険料控除として申告する場合は、納付したことを証明する書類を年末調整又は確定申告の際に添付等することが義務付けられた（所得税法等の一部改正）。
- このため、平成17年度から、国民年金保険料の納付額を証明する書類として、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を発行した。

2 発行の時期と対象者

- ① 11月発行分 平成17年1月1日から9月30日までの間に保険料の納付があった方に、平成17年11月2日から11月4日までの間に発送（約1350万通）
- ② 2月発行分 平成17年10月1日から12月31日までの間に、平成17年中はじめての保険料の納付があった方（①で発行済みの方を除く。）に、平成18年2月1日から2月3日までの間に発送（約78万通）

3 照会への対応体制

控除証明書専用ダイヤルTel.0570-00-9911（平日 9:00～17:00）を設置して対応中（平成17年11月4日から平成18年3月17日まで）。

- 控除証明書専用ダイヤルの実施状況（平成18年1月末現在）
総応答呼数 110,454件（応答率71%）

照会内容内訳

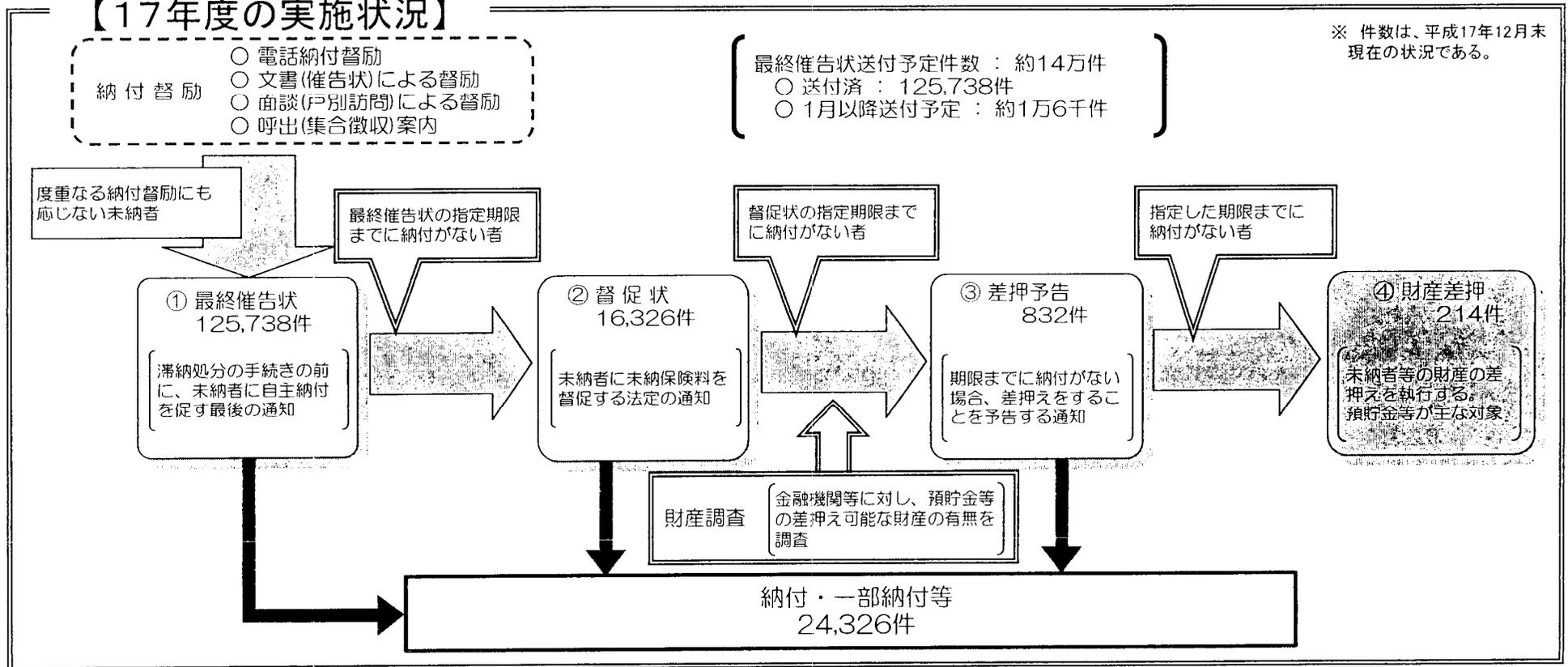
控除証明書一般問い合わせ	67,699件
再発行に関する問い合わせ	26,908件
その他の問い合わせ	15,847件

- なお、社会保険事務所へも照会が寄せられており、平成18年1月末現在の照会件数は、約12万8千件に達している。

国民年金保険料の強制徴収について

- 十分な所得がありながら、度重なる納付督促に応じない未納者に対しては、きちんと保険料を納めていただいている方との公平の観点から厳正な対応が必要。
- こうした観点から、上記のような未納者に対し、強制徴収の着手を推進しており、対象を逐次拡大していくこととしている。
- 最終催告状を送付する（強制徴収のプロセスに入る）件数として、次のような目標の下に進めている。
 - ・ 16年度は 3万件(実績 31,497件)
 - ・ 17年度は14万件(実績 125,738件(17年12月末現在))
 - ・ 18年度は35万件
 - ・ 将来的には人員体制を整えた上で60万件を目標に実施を目指す。

【17年度の実施状況】



国民年金保険料収納事業にかかる市場化テストモデル事業について

1. 目的

「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」（平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議）に基づき、社会保険庁が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収や免除勧奨を除く納付督促業務等を包括的に委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、収納率の向上を図るとともに、当該業務の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施する。

2. 委託の範囲

国民年金保険料の未納者に対する納付督促業務、被保険者からの委託に基づく保険料の納付受託業務、口座振替の獲得業務、記録の管理及び報告を包括的に委託。

3. 対象社会保険事務所及び受託事業者

(1) 平成17年度～

5箇所（実施期間：平成17年10月～平成18年9月）

- | | | |
|----------------|---|-------------------|
| ①弘前社会保険事務所（青森） | } | (株)もしもしホットライン |
| ②宮崎社会保険事務所（宮崎） | | |
| ③足立社会保険事務所（東京） | } | エー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ④熱田社会保険事務所（愛知） | | |
| ⑤平野事務所（大阪） | | |

(2) 平成18年度～

5箇所【先行】（実施期間：平成18年10月～平成19年9月）

→ 17年度より継続（受託事業者は新たに入札により決定）

30箇所【拡大】（実施期間：平成18年7月～平成19年9月）

→ 新たに対象社会保険事務所を選定

（受託事業者は18年5月下旬に決定予定）

4. 公共サービス改革法案

- 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（以下「公共サービス改革法案」という。）」において、国民年金保険料の収納事業が対象事業として規定されたところ。
- 上記モデル事業終了後は、引き続き公共サービス改革法案に基づく国民年金保険料収納事業として実施される。

ハローワークと連携した国民年金の手続等の周知について

1. 現状

ハローワークとの連携により、失業者に対し、国民年金の種別変更の手続や特例免除制度の周知を図っている。

(1) 社会保険事務所等が協力を依頼している事項

① 雇用保険受給者初回説明会等（以下「初回説明会等」という。）における周知

- ・ 初回説明会等において、種別変更届及び保険料免除制度に関するチラシ、保険料免除申請書等の用紙を配布。
- ・ 必要に応じて初回説明会等に社会保険事務所の職員等を派遣し、国民年金の手続等について説明。

② ハローワークの窓口における周知

- ・ 種別変更届及び保険料免除制度に関するチラシ、保険料免除申請書等の用紙を窓口に備え付け、必要に応じ失業者等に配布。

(2) 実施状況（平成17年8月時点）

- 届出周知用チラシ、保険料免除申請書等用紙の配布 合計 540 か所（総数 583 か所〈17年3月末現在〉）
（初回説明会等で配布しハローワークにも備え付け 361 か所、 初回説明会等で配布のみ 67 か所、 備え付けのみ 112 か所）
- 初回説明会等における手続の周知 合計 183 か所
（ハローワーク職員が説明 93 か所、社会保険事務所職員が説明 90 か所）

2. 今後における連携強化（案）

- 現在協力を依頼している事項について、全てのハローワークにおいて実施を推進。
 - ・ 初回説明会等でチラシ、免除申請書用紙等を配布すること。
 - ・ 原則として初回説明会等に社会保険事務所職員を派遣し、国民年金の手続について説明することとし、職員を派遣できない場合には、社会保険事務所で作成した留意事項等を記載した文書をハローワーク職員が配付して周知すること。
- 初回説明会等に派遣された社会保険事務所職員が、種別変更届等をその場で受理できるようにする（その場で受理できない場合には、社会保険事務所あての封筒等をハローワーク職員が配布し届書等の送付先を周知する）こと。
- 初回失業認定時において受給者に対し手続を完了したかどうかを確認し、必要に応じてチラシ、保険料免除申請書等の用紙をハローワーク職員が配付して手続を周知すること。

若年者納付猶予制度について

平成12年4月から学生納付特例制度が創設されたが、学生でない若年者については、本人の所得が低くても収入のある親と同居している場合には保険料免除の対象となっていなかった。そこで、平成16年の年金制度改正において、このような若年者が将来無年金・低年金となることを防止するため、平成17年4月から、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得が一定以下の場合には保険料納付を猶予し、負担できることとなった時点で保険料を追納できる仕組みを導入した（10年間の時限措置）。

1. 対象者

30才未満の第1号被保険者であって、本人及び配偶者の前年の所得が基準額（全額免除基準と同額）以下である者（世帯主の所得は判断の対象外）

（参考）所得（収入）の目安

世帯構成	平成17年度基準
4人世帯（夫婦・子2人）	162万円（258万円）
2人世帯（夫婦のみ）	92万円（157万円）
単身世帯	57万円（122万円）

※（ ）内は給与所得者の年収ベース

2. 基礎年金との関係

- (1) 老齢基礎年金 納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額の計算には反映されない（カラ期間）
- (2) 障害基礎年金等 納付猶予期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金又は遺族基礎年金を支給

3. 申請方法等

- (1) 住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請書に必要書類を添えて申請（毎年度申請が必要。ただし、あらかじめ翌年度以降も若年者納付猶予を申請することを申し出た場合は不要）
- (2) 承認される期間は、申請した年度の7月から翌年度の6月まで（申請した日が4月から6月の場合は前年度の7月から申請した年度の6月まで）

4. 追納

納付猶予期間については、10年以内であれば保険料の追納が可能。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算

5. 若年者納付猶予者数

平成17年12月末現在 29万人

国民年金保険料の多段階免除制度について

1. 趣 旨

○ 平成16年の年金制度改正により、保険料を納付しやすい環境整備を図る観点から、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな所得基準を設定した多段階免除制度を導入。

2. 多段階免除制度の内容（平成18年7月1日施行）

○ 現行の全額免除と半額免除の2段階に4分の1免除及び4分の3免除の2段階を加え4段階とする。

(平成18年6月まで)	(平成18年7月から)	(所得基準)	(将来の年金額) (国庫負担1/2の場合)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> <div style="background-color: white; padding: 5px; text-align: center;">非免除</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center;">半額免除</div> <div style="background-color: #999999; padding: 5px; text-align: center;">全額免除</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> <div style="background-color: white; padding: 5px; text-align: center;">非免除</div> <div style="background-color: white; padding: 5px; text-align: center;">1/4免除</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center;">半額免除</div> <div style="background-color: white; padding: 5px; text-align: center;">3/4免除</div> <div style="background-color: #999999; padding: 5px; text-align: center;">全額免除</div> </div>	<p>..... 158万円（+各種控除）超</p> <p>..... 158万円（+各種控除）以下</p> <p>..... 118万円（+各種控除）以下</p> <p>..... 78万円（+各種控除）以下</p> <p>..... 57万円以下</p>	<p>10/10</p> <p>7/8</p> <p>3/4</p> <p>5/8</p> <p>1/2</p>

※所得額は単身者の場合

学生納付特例制度について

20歳以上の学生については、平成3年度から国民年金が強制適用となり、保険料納付は親元世帯の所得を考慮する学生免除基準が適用されていた。しかし、学費や仕送りで負担の多い時期に国民年金保険料まで親が負担するのは経済的に大変といった意見等を踏まえ、平成12年4月から学生本人の所得が一定額以下の場合については、学生時代には保険料の納付を要せず、社会人になってから保険料が納付できる仕組みを導入した。

1. 対象者

大学（大学院）、短大、高校、高専、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る。）等に在学（夜間・定時制課程、通信課程も含む。）する20歳以上の学生であって、本人の前年の所得が所得基準額以下である者

（参考）所得（収入）の目安

世帯構成	平成17年度基準
4人世帯（夫婦・子2人）	282万円（420万円）
2人世帯（夫婦のみ）	195万円（304万円）
単身世帯	141万円（227万円）

※（ ）内は給与所得者の年収ベース

2. 基礎年金との関係

- (1) 老齢基礎年金 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額の計算には反映されない（カラ期間）
- (2) 障害基礎年金等 学生納付特例期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金又は遺族基礎年金を支給

3. 申請方法等

- (1) 住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請書に必要書類を添えて申請（毎年度申請が必要）
- (2) 承認される期間は、申請した年度の4月から3月まで

4. 追納

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料の追納が可能。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算

5. 学生納付特例者数(年度末現在)

(平成12年度)135万人 (平成13年度)148万人 (平成14年度)154万人 (平成15年度)168万人 (平成16年度)173万人

考え方

- 事業主が使用する者のうち、厚生年金の適用とならない短時間労働者等に対し、従業員の将来の年金権の確保を図る観点から、事業所を通じて、国民年金制度や手続についての周知徹底や手続勧奨等を行う。
- また、国民年金保険料の適正かつ効率的な徴収を行うため、事業所における納付勧奨等について事業主の協力を得る。

概要

- 1 従業員に対する制度・手続の周知等に関する協力
 - (1) 対象事業主
厚生年金の適用事業所の事業主
 - (2) 協力を依頼する事項
従業員の採用や退職、被扶養家族の認定等の際に、国民年金保険料の納付勧奨や口座振替手続、保険料免除、学生納付特例等の手続の周知及び申請書等の配布を依頼。
- 2 事業所における納付勧奨等に関する協力
 - (1) 対象事業主
厚生年金の適用事業所の事業主のうち、2号被保険者以外の20歳以上60歳未満の短時間労働者を一定数以上雇用する事業主
 - (2) 協力を依頼する事項
 - ① 当該事業所の短時間労働者について、氏名、住所等の情報の提供を依頼。
 - ② 社会保険事務所職員が、当該事業所の短時間労働者等を対象として年金相談や、保険料納付に関する説明会等を実施する際の場所の提供・従業員への周知等の協力を依頼。
 - ③ 自宅訪問等でも接触できない短時間労働者に対し、職場への連絡や訪問による納付督促等を行うことについての事業主の承諾。
- 3 協力依頼に係る規定の整備
上記に関し、事業主に対して必要な協力を求めることができる旨の規定を、国民年金法に設ける。

国民年金保険料等の未納者に対する国保短期被保険者証の活用について

〈改正事項〉

考え方

- ◎ 高齢化の進展とともに、地域経済に占める年金給付のウェイトが高まっており、今後、更なる高齢化の進展を考慮すると、年金受給権の確保は地域経済の発展のためにも重要な課題。
- ◎ 現在、介護保険料（1号）の徴収の80%は年金からの天引き（特別徴収）により行われており、市町村の効率的な事務の実施に貢献している。さらに、今般の医療制度改革の中で新たな高齢者医療制度の保険料や前期高齢者の国保保険料についても、年金から天引きすることとされており、住民の年金受給権の確保は、このような仕組みが機能するための前提であり、医療保険財政や介護保険財政の安定的な運営上も不可欠。

概要

- ◎ 現在、国保保険料（税）の未納がある場合には、市町村の判断により、国保の短期被保険者証（短期証）を発行することができるが、これに加え、国民年金保険料又は地方税の未納がある場合についても、短期証を発行できることとする。
 - 国保の短期証の仕組みは、市町村の窓口で短期証を発行することを通じて、市町村が保険料未納者との接触の機会を増やし、自主的な納付などを直接働きかけることを目的として設けられたもの。
 - ※ 短期証は、通常の被保険者証と比較して有効期限が短いのみで、市町村の窓口で検認・更新を経れば、医療機関においては通常どおり3割の窓口負担で受診が可能（資格証明書（窓口10割負担）とは異なる）。短期証の発行によって受診を抑制するものではない。
 - 今回の措置は、国民年金保険料の納付が行われていない住民に対して、短期証の仕組みを通じて、負担能力のない方への免除措置や、未納者への自主的な納付の働きかけを行い、市町村が住民の年金受給権を確保することができるようにするもの。
 - 今回の措置を実施する市町村に対しては、条件整備として、①未納者からの保険料の受領を可能とする（納付受託機関）、②住民の未納情報の提供、③住民の納付状況を確認するための情報端末装置の設置、④交付金による財政上の手当、といった措置を講ずる。

保険医療機関・介護保険事業者等に係る社会保険料の自主的な納付の促進について

<改正事項>

考え方

- ◎ 社会保険制度においては、保険料の確保は欠くことのできない制度の存立基盤。このため、被保険者等による保険料の自主的な納付が重要であり、社会保険制度に関わる各関係者が、そのために力を合わせていく仕組みを整えることが必要。
- ◎ 保険医療機関や介護保険事業者等は、医療保険や介護保険といった保険料を主たる財源とする事業に参加し、当該保険料を原資とする報酬を受ける主体。社会保険料を自主的に納付していただいていることが、当該事業へ参加するための前提であり、これらの者が、社会保険料を確実に納付する仕組みが設けられていることが、制度に対する国民の公平感や信頼感を保つ上でも重要。
 - ※ ①介護保険料の年金から天引き（特別徴収）や、②今般の医療制度改革で設けられる後期高齢者医療保険料（75歳以上）及び国保保険料（65歳～74歳）の年金からの天引きなどを踏まえると、年金は医療保険及び介護保険を支える重要な原資。今後の高齢化の進展を見据えると、こうした傾向は更に強まっていく。
- ◎ 社会保険に密接に関わる事業者による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者の指定等（又は更新）を認めないこととすることが必要。併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付勧奨を可能とし、当該納付勧奨により自主的な納付を促進する。

概要

- ◎ 社会保険に密接に関わる次の事業者の指定等の申請に当たり、長期間にわたって（※）、次のそれぞれの保険料の自主的な納付がなかった場合には、当該指定（又は更新）を認めないこととする。
 - 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者
 - ①医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料、後期高齢者医療保険料等）、②年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）
 - 介護保険事業者・介護保険施設
 - ①介護保険料・医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料等）、②年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）
- ※ 今回の措置は、長期間にわたり自主的な保険料の納付がない場合（滞納処分が行われた後もなお保険料の納付がない場合を想定）を対象とするもの。したがって、申請の際に当該欠格事由に該当していたとしても、その後、滞納分の保険料を自主的に納付し、再度申請が行われれば、指定拒否にはならない。
- ※ また、新規指定の申請の際と更新の際を対象とするものであり、指定の取消事由とするものではない。
- ◎ 保険医療機関や介護保険事業者等の関係団体が、当該団体の構成員等で未納となっている者に対し、国民年金保険料の自主的な納付を勧奨できるところとするとともに、そのために必要な情報を社会保険庁から当該団体に提供できることとする。

考え方

- ◎ 社会保険・労働保険制度においては、保険料の確保は欠くことのできない制度の存立基盤。このため、被保険者等による保険料の自主的な納付が重要であり、社会保険・労働保険制度に関わる各関係者が、そのために力を合わせていく仕組みを整えることが必要。
- ◎ 社会保険労務士は、社会保険・労働保険に関する法令に基づく申請書等の作成及び手続の代行や相談・指導等を業務としており、その専門性から特別な地位が認められている主体。社会保険・労働保険の保険料を自主的に納付していただいていることが、その地位を認められるための前提であり、社会保険労務士が、保険料を確実に納付する仕組みが設けられていることが、制度に対する国民の公平感や信頼感を保つ上でも重要。
- ◎ 社会保険労務士による社会保険・労働保険の保険料の自主的な納付を促す仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該社会保険労務士の登録を認めないこととすることが必要。併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付勧奨を可能とし、当該納付勧奨により自主的な納付を促進する。

概要

- ◎ 社会保険労務士の登録の申請に当たり、長期間にわたって（※）、次のそれぞれの保険料の自主的な納付がなかった場合には、当該登録を認めないこととする。
 - ①年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）、②医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料、後期高齢者医療保険料等）、③介護保険料、④労働保険料
 - ※ 今回の措置は、長期間にわたり自主的な保険料の納付がない場合（滞納処分が行われた後もなお保険料の納付がない場合を想定）を対象とするもの。したがって、申請の際に当該登録拒否事由に該当していたとしても、その後、滞納分の保険料を自主的に納付し、再度申請が行われれば、登録拒否にはならない。
 - ※ また、新規登録の申請の際を対象とするものであり、登録の取消事由や欠格事由とするものではない。
 - ※ 税理士法においても、重加算税の賦課等、脱税行為が明らかになったことを登録拒否事由としている。社会連帯を基本とする社会保険・労働保険において悪質で確信的な保険料滞納者について、社会保険労務士の登録を拒否することは、税理士法の登録拒否事由とも均衡が取れている。
- ◎ 社会保険労務士の登録を受けた者が、自主的な保険料の納付を長期間行わない場合は、事案によっては社会保険労務士として適格性を欠く悪質なケースもあると考えられる。その際には、厚生労働大臣は、社会保険労務士法の規定により、一年以内の業務の停止の懲戒処分を行うことも検討する。
- ◎ 社会保険労務士の関係団体が、当該団体の社会保険労務士で未納となっている者に対し、国民年金保険料の自主的な納付を勧奨できることとするとともに、そのために必要な情報を社会保険庁から当該団体に提供できることとする。

年金制度を理解していただくための取組（広報）

1 意義・目的

年金制度の安定的な運営を図るために、国民が年金制度に抱いている漠然とした不信感を払拭し、年金制度に対する信頼を醸成することが急務。

2 現状の年金広報の概要

年金広報の主な活動展開

- ・ わかりやすい年金制度の説明（COMIC公的年金の配布）
- ・ 秋の年金週間や年度末の集中広報において新聞等を中心とした広報を展開
- ・ チラシ等を作成し、通知書類に同封、戸別配布することによる広報を展開
- ・ 市区町村等が発行する機関誌への広告掲載依頼及び記者クラブ等への情報提供
- ・ 社会保険庁ホームページでの広報

3 新たな取組

- 統一的な広報素材を作成して、より効果的・効率的な広報を行うこととし、平成17年度においては、
 - ・ 国民年金の実力、安心、お得などの訴求ポイントを解説した「総合パンフレット（国民年金って実は・・・）」
 - ・ 被保険者の個々の関心事項に適確に応えられる「目的別チラシ」（数種類）を作成して、年金制度を理解していただくための取組を推進。
- 今後の展開としては、上記「総合パンフレット」等を基として、
 - ・ 年金制度を分かりやすく解説した「年金ネット番組」を社会保険庁ホームページから配信（平成18年4月）
 - ・ 社会保険庁ホームページに「キッズページ」を作成（平成18年度）
 - ・ 全国統一で使用する「年金被保険者のしおり」を作成して、年金手帳に同封することを検討（平成19年度）等の取組を行うこととしている。

4 実施内容（平成17年度）

月	広報契機等	広報の手法及び広報媒体	広報テーマ
17年 4月		○国民年金保険料納付案内書同封用チラシ	・前納及び口座振替の勧奨 ・保険料改定の周知
7月	○免除申請	○国民年金保険料納付案内書（前年免除者）同封用チラシ	・免除申請の勧奨
8月		○納入告知書（事業主）同封チラシ	・厚生年金保険料改定の事前周知
9月	○厚生年金保険料率の改定		
10月		○納入告知書（事業主）同封チラシ	・年末調整で必要となる国民年金の社会保険料控除証明書の発行に係る周知
11月	○社会保険料控除証明書の発行 ○年金週間	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 秋の年金広報 ・新聞5段広告 ・若者向け雑誌、タウン情報誌への広告掲載など </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 秋の年金広報（年金週間 11/6～11/12） ・社会保険料控除証明書の発行の周知 ・ねんきんダイヤル導入の周知 ・年金制度の基礎的事項に係る周知 </div>
18年 1月	○翌年度の国民年金保険料額及び前年割引の確定		
2月			
3月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 年度末の年金広報 ・新聞5段広告 ・地域情報紙（リビング紙）への広告掲載など </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 年度末の年金広報 ・口座振替での前納の勧奨 ・国民年金保険料額改定の事前周知 ・制度改正事項の広報 </div>
		○各学校・市町村窓口への配布用リーフレット・ポスター	・学生納付特例制度の周知

- ※ 主な実施内容であり、社会保険庁ホームページでの広報や市区町村広報誌（紙）への広告掲載依頼等は記載していない
- ※ 新たな取組（「総合パンフレット」等の作成）は除いている
- ※ 2月以降については、現時点の計画内容を記載している

年金教育の推進について

1 意義・目的

- 公的年金制度の基本理念である「世代と世代の支え合い」の考え方について、とかく年金に対する意識が低くなりがちな若年層を中心に国民各層の幅広い理解を得ることが、将来に向けての制度の安定的な運営を図るうえで不可欠。このため、これからの年金制度を担う生徒に対して公的年金制度の仕組み、基本理念を正しく理解してもらうべく、学校教育の場における年金教育を推進。

2 実施内容

- 中学・高等学校の社会科等の担当教員を対象に「年金セミナー」を開催し、
 - ・ 公的年金の意義・役割等について社会科の授業で取り上げてもらうこと
 - ・ 生徒に対する「年金セミナー」を実施させてもらうことを要請。また、「年金セミナー」実施のための教材として生徒用副読本を配付。
- 平成15年度から、社会保険関係者及び教育関係者で構成する「年金教育推進協議会」を各社会保険事務局に設置し、
 - ・ 教育委員会等との連携強化と地域や学校等の実情に応じた効果的な年金教育を実施するための体制を確保
 - ・ 「年金セミナー」を実施する年金広報専門員について、教育関係者との繋がりが深く、かつ、教育現場に精通した教育関係者等の人材を確保を実施。
- 大学での年金教育の実施
大学生に対する公的年金制度への参加意識の醸成を図るため、平成17年度中に大学での年金セミナーのモデル実施（2ヶ所）を行い、その結果を踏まえながら、18年度以降において全国展開を図る。

3 実施状況

	平成14年度 (実績)		平成15年度 (実績)		平成16年度 (実績)	
	学校数	割合 (%)	学校数	割合 (%)	学校数	割合 (%)
全国の中学・高校の学校数	16,631	100.0	16,584	100.0	16,531	100.0
教員を対象とした年金セミナー	5,929	35.7	7,464	45.0	9,189	55.6
生徒を対象とした年金セミナー	3,017	18.1	3,170	19.1	3,616	21.9
年金広報専門員が行うセミナー	760	4.6	1,263	7.6	1,578	9.6
教員が直接生徒に行う年金教育	2,257	13.6	1,907	11.5	2,038	12.3
年金広報専門員数	46県 117人 社保 0B46、学校 0B71		46県 132人 社保 0B49、学校 0B83		47県 160人 社保 0B52、学校 0B108	

注1) 学校数は、文部科学省発表の学校基本調査（平成16年5月1日現在）による学校数である。

注2) 割合は、学校数（全国の中・高校数）に対する年金教育の実施校の率である。

注3) 年金広報専門員の委嘱人数は、各年度末現在の人数である。

年金相談及び年金個人情報提供の実施状況（平成16年度）

来訪、電話、文書、ファクシミリによる相談

- 主として受給権者からの
- ・年金制度
 - ・年金受給額

年金相談件数	16,789,154件
来訪	8,347,087件
電話	8,380,000件(推計)
文書	62,067件

来訪、電話、文書、ファクシミリによる相談

- ・年金制度
- ・年金の加入期間、見込額
- ・各種手続き

社会保険業務センター

中央年金相談室

来訪相談	17,895件
電話相談	542,610件
文書相談	61,543件

インターネットによる照会

- ・年金額簡易試算
- ・年金に関する情報及び届書の入手

社会保険庁ホームページ

年金見込額試算申込
147,314件

年金見込額簡易試算
HPアクセス件数 1,562,440件

個人認証に基づく年金個人情報の提供
見込額試算 51件
年金加入記録 136件

年金受給権者・被保険者等からのアプローチ

年金受給権者、被保険者等



行政側からのアプローチ

58歳通知
1,224,815件

(希望者に)
年金見込額
704,019件

社会保険事務所(312か所)

来訪相談 7,052,606件
電話相談 5,620,000件(推計)

来訪による相談

※社会保険事務所と同じ

年金相談センター(71か所)

来訪相談 1,276,586件
電話相談 196,255件
文書相談 524件

電話による相談

※社会保険事務所と同じ

年金電話相談センター(23か所)

電話相談 2,017,584件
(平成16年度末17か所)